

2023(令和5)年度 第1回南丹市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

令和5年8月29日(火)

午前10時から12時まで

南丹市役所 3号庁舎 第4会議室

出席者：西岡会長、岸本副会長、北村委員、大内委員、山内委員
西村市長、事務局（前原市民部長、浅田人権政策課長、大塚課長補佐）

1.開 会

会長あいさつ

審議事項1及び2についての審議が本日の中心となる。市民意識調査については、そのやり方やたたき案を見ていただき、ご検討をお願いしたい。パートナーシップ制度についても、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

2.諮 問

市長あいさつ

令和5年8月29日付で私の方から諮問をさせていただきたい。諮問書ではその理由について一定の内容を書かせていただいているが、要約いたしますと人権の課題解決のために一定の進展はあるが、インターネット上での人権侵害や性自認に関わるような差別、性的マイノリティに対する差別など新しい差別も出てきている。決して差別は放っておいたら消えていくものではなく、目標をもって取り組まないと地域社会の差別解消にはつながらない。本市では、人権に関する課題を行政の最重要課題と捉えており、市民に対しても差別の解消に向けて、市の基本的な方針を示すことが大切であると考えている。それに基づいた行政施策あるいは民間の取組を促していくことを目指し、あるべき人権施策の推進の基本的な考え方、施策を示していただきたく諮問をさせていただきたい。よろしくお願いいたします。

（市長より西岡会長へ諮問書の手交）

令和4年3月3日で水平社宣言から100年を迎えたことを契機に、南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例を制定した。この100年の動きは非常に大きなものであったが、次の100年に向けて我々が何をしていかなければならないという思いのなかで、本市としての決意を表すとともに、社会におけるさまざまな差別を解消するために、市民の皆様のお知恵を借りながら一緒に取り組んでいくという強い思いにより議会のご理解を経て制定をさせていただくこととなった。今後は、器が出来たので中身を作っていかな

ければならない、ということで、市内では既に人推協や小中学校、人権擁護委員、社協の取組などの蓄積があり、そういうものを十分に検討しながらさらに次の時代を目指す具体的な内容を皆様と一緒に作ってきたいと思うのでよろしくお願ひしたい。

3. 審 議

①南丹市人権施策の基本方針（仮称）について

（事務局より説明）

・ 前回審議会での審議内容の確認

南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例が制定された。人権尊重のまちづくり実現のためには、どのような施策をもって効果的に進めていくことが良いか、それについて本市として一定の基本的な方針を定めたい。それが今回の「基本方針」となる。

「基本方針」策定において、市における課題やその解決策などを把握するため「人権に関する市民意識調査」を実施する。その調査結果を分析したものを「基本方針」策定への基礎資料としたい。また、10年前に実施した市民意識調査の結果と比較検証することで、社会情勢や市民の意識の変化を捉えたい。調査票作成においては委員皆さまからご意見を頂きたい。

・ 南丹市人権施策基本方針（仮称）について

兵庫県丹波市が基本方針を策定されているので、今回提示させていただいた。

ここでは第1章から第5章+資料編までの構成となっている。そのなかで第4章では、「人権課題の取組」として「同和問題」や「女性に関する人権」、「子どもや障害者に関する人権」など、市民意識調査の結果検証をもとに「現状と課題」が表されており、最終的には「施策の方向性」へと導いている。本市の基本方針についても、現状では概ねこの様な構成で作成していきたいと考えている。本市の特徴も盛り込んだうえで編集する。

・ 今後のスケジュールについて（別紙スケジュール案により説明）

日程は、本年8月から次年度の3月までとしている。今年度実施予定の「市民意識調査（素案）」の内容について、本審議会で見解を頂き、反映したものを「方針案」としたい。

その「方針案」については、人権に関する関係団体である人権教育・啓発推進協議会や南丹市文化センター運営審議会に提示し、意見を頂く予定である。最終的には、本審議会でご承認いただいた調査票を年明けに配布し、年度末までには回収する計画としている。

これ以降は業者への業務委託経費の次年度予算への計上が前提となるが、次年度には回収した調査結果の集計や分析、調査結果報告書の作成を年度当初に行いたい。その調査結果分析に基づき基本方針の作成を進めていきたい。市民へのパブリックコメントを経た後に、次年度末には基本方針として冊子にまとめ、さらに概要版も作成したいと計画している。

次年度での基本方針作成時には、その内容についても委員からの意見を頂きたい。

(委員からの意見)

副会長 この諮問に対する答申はいつ出さなくてはならないか。

事務局 答申は基本方針策定後である必要がある。具体的には令和7年3月頃となる。

会 長 意識調査を受け、結果を分析し基本方針を策定するが、このスケジュールで間に合うのか？

事務局 別の計画(第2次男女共同参画行動計画)の見直しに関する業務の委託業者に確認したところ、間に合うとのことだった。

委 員 間に合う間に合わないの問題ではなく、適正な基本方針を立てることが必要なため短期間でするものではないでは。そもそも業者委託はすべきか？

事務局 意識調査をする際に、クロス調査(前回調査との比較検証)が不可欠である中、専門性のある事務作業であり、かつ膨大な量となるため市職員だけでは対応が難しい。

委 員 手に負えない事務は業者委託しても良いと考える。比較するのは、10年後からどのように変わっているのか、だけでよいのか？

事務局 10年前の意識調査結果と今回の調査結果を比較検討する事が大事であり、変化をとらえて今後の方針にもつなげていきたい。

委 員 丹波市に負けないようなものを作っていただきたい。

事務局 10年前と今回の調査結果を比較しどこに課題があるかを把握することは良いこと。タイトなスケジュールであってもしっかり目標を定めることは必要であるし、専門的なノウハウのある業者に一部委託したとしても業者主導とせずに取り組みたい。

委 員 今後に期待したい。

事務局 一昨年制定した人権条例では、社会情勢が変化する中で、市民意識を把握する必要があるとしている。今回の意識調査を実施する大前提である。

タイトなスケジュールであっても3年、4年はおかからない。行政としても適切な期間をもって作っていききたいとの思いから2ヶ年としている。今回、諮問を頂きそれを基に作成していくこととなる。前回調査との比較検討はその一部を業者委託はするが、本市の方針はしっかりと持って基本方針を策定していく。

委 員 調査の分析を業者委託されていたことに驚いている。それに基づきサンプルなどを業者から提案していただき、それを元に担当者が分析していけばよいのではないか。特に人権に関わることなので、業者委託することに違和感がある。

委 員 人権の事は、プライバシーのこともあり、調査に氏名は無記名であることは良いが、委託すると業者に南丹市の内情が分かってしまう恐れがある。守秘義務があった

としても少し心配である。

委員 私もアンケートを業者委託していることを初めて知った。自分達でする意識の元で10年前と現在の違いでは無く、第1回調査を基に10年の間に南丹市として進めてきた施策が有効か否か。沢山の条例や施策、人権講座を含め実行された事が、市民に届いているのか。その検証について業者に委託することで、本市の想いが伝わるのか。

人権教育講座の内容はタイムリーなものとなっているとは思いますが、実際市民に届いているのか？効果的な事業であったのか。市内一カ所だけでなく、地域ごとに集まり講師を派遣することの方が効果があるのか？色々分析するなかで施策として反映されるものだと思っているが、業者委託はどのような感じになるのか。全てが業者に委託にすることで、タイトなスケジュールでも策定できるのではないのか。

委員 全てが業者委託ではなく一部分の傾向であっては良い分析を頂く。本市としてどのように施策をとることで、市民に対して有効な施策になるのか。本市としての意見や考え方でこの方針を作っていく。

委員 分析の方法も事務局が言う通り、どの作業を業者に任すか。この審議会で「業者委託するな！」とすれば、それに沿ってある程度、事務局には考えてもらえるのでは。丸投げではない状況にするように今から十分協議検討して頂きたい。

事務局 丸投げにはならないようにさせて頂く。

委員 根本的な理想は、業者委託せずに、できる内容でかつコンパクト化や分析もできるように考えていきたい。

委員 業者を入れないと無理だと感じる。少人数のスタッフで調査票の集約や施策の関連性などを考えたら。しかし丸投げせずとも本市の独自性は出すべきだと思う。

事務局 業者委託する方向で、丸投げにはしない。

〔基本方針とスケジュール2年間の予定で了承される〕

・人権問題に関する市民意識調査の実施について（別紙実施要項案により説明）

実施要項の目的やねらいは、先ほど説明させていただいた。調査対象は、前回調査と同数の1,500人。ただし、今回は成人年齢の二十歳から対象としていたが、現在は18歳であることから18歳以上としている。調査方法はペーパーでの回答に併せて、オンライン回答も可能として回収率を向上させたい。年明けには調査票を配布し、年度内には回収を終える予定となる。設問内容は本審議会で検討いただくほか、人推協や文化センター運営審議会にも意見照会する予定である。

・設問を作るうえでの考え方として

前回の調査結果と比較検証するために、前回の設問をベースとした。10年前の調査デー

タを活用し、社会情勢の変化など10年前との変化・変遷を検証したい。設問数は前回と同程度の30問とした。これは他市の設問数と比較しても平均的である。内容については、社会情勢の変化からLGBTQ+やパートナーシップ制度などを前回調査から加える一方で、犯罪被害者に係る問題等については、一般的に身近でないと考え、設問から除くこととし、全30問に調整を行った。出来るだけページ数は少なく構成し、調査対象者にとりかかりやすくしたい。

・市民意識調査（素案）」について（別添市民意識調査(素案)により説明)

「素案」のなかの赤字部分は、前回調査から加筆したり、修正した箇所となる。現在、南丹市男女共同参画行動計画の見直し業務に携わっている委託業者からの意見も参考に加筆修正した。

内容については、前回の2ページ目では調査対象者の職業を問うていたが、分析にあまり必要のない設問であることから、代わりに調査対象者にお住いの地域を尋ねている。地域別の変化を調べたい。2～3ページでは前回調査から10年の間に人権に関する法律などが多く制定されているので、その認知度を調べている。11ページでは、「同和地区」などの言葉を知ったきっかけを尋ねている。調査対象者の年代などによる違いを調べたい。15～16ページにかけては、近年、多様性が叫ばれているなかで、特に性の指向に関するLGBTQ+やパートナーシップ制度についてその認知状況を尋ねている。なお、パートナーシップ制度については、本市において年内の導入を計画しているので、設問の表現として制度導入の表現が完了形となっていることをご了解いただきたい。

（委員からの意見）

●外国の方に対するアンケート調査について

委員 南丹市に在住の400人、500人の外国の方にも、調査対象となるということだが、日本語がわからず、調査書が送られてきたとしても回答できないことが予想される。

調査の実施については、記録として残るかもしれないが、対策を検討する必要があるのでは？

委員 外国の方の本音が知りたいのなら、直接該当者に会ってどう思われるか、と聞いた方が分厚い（濃い）回答内容となる。

委員 文章だけでより対面で聞くと、南丹市がそこまでやってくれているのなら、と本音が出やすいのではないか。あくまで理想だが…。

委員 無作為に抽出した”日本語のわからない外国の方”に調査するのではなく、日本の男性だったり女性と結婚している外国の方や、長期滞在される方を調査対象にした方が良いと思う。

委員 この調査は日本人の立場で問いかけているので、外国の方が実際どう思っている

のか。やはり、別途に調査することが必要なのではないか。

委員 無作為選出も良いが、国際交流協会の日本語を習いに来ている外国の方（学生・実習生・工場で働いている方）に調査依頼をしたら、日本語の勉強にもなるため回答いただけるのではないか。また、アンケートに答えたくれた方に、図書券を配布するなどしても良いのでは。

事務局 外国の方への調査は、国際交流協会への協力が必要になる。どのようにして外国の方のご意見を拾い上げていくかというところは、工夫が必要とは感じている。

委員 10年前と同じやり方ではいけない。可能な限り負担の少ない方法ですべき。

委員 無作為抽出で外国の方をアンケート対象者として回答を回収しても、ただ「外国の方もアンケートの対象にした」という実績が残るだけなので、基本的には無作為をベースに、調査をした効果をあげるために検証を行えば良い。

会長 委員の皆様からは、外国の方に対する配慮が足りないため尊重して欲しいとのこと意見が多く見受けられた。

●アンケート調査用紙のルビについて

委員 10年前実施の前回調査では、全ての漢字にルビが振ってあったが、今回は省かれている。何か意図があつてのことなのか。

事務局 全てにルビを振ると、かえって見にくいので、他の市町村などの意識調査などを確認した結果、比較的分かりにくい文字（虐待：ぎゃくたい、疾病：しっぺい など）のみルビを振ることにした。

委員 読めない方には全ての漢字にルビは必要ではないのか。特に外国の方などに回答していただくことを考えたとき、わざわざ無くすものではないのでは。

委員 ルビが多すぎると読みにくくなることが懸念される。全ての漢字へのルビについてはそこまで配慮する必要はないと考える。

事務局 当方としても、読みづらくなる懸念から外した。

●各設問等について

委員 年号は、和暦より西暦が良い。

委員 ・旧4町の配布（比率）についてはどのような考えか。

・最後に記載されている”高齢者”の年齢の線引きは何歳からか。

・問11-1：選択肢1が理解できない。高齢者に関する事で人権上問題がある事に対してこの選択肢はそぐわないのでは。

・19ページに余白がある。構成上仕方ないと思うが、また、12ページ「問17」の選択肢の一つだけが次ページにあり見にくい。改善してはどうか。

・人権無視や人権侵害の最たるものは戦争だと思う。日本の防衛費も膨らんでいる。ロシアのウクライナ攻撃、日本近隣では台湾情勢もある。泉佐野市や吹田市の調査

においても世界各地の紛争についてとりあげている。本市の調査でもどこかの設問の中に戦争を問う選択肢などをいれてはどうか。

事務局 調査票は出来る限り見やすくするよう調整したい。戦争については、設問中に取り入れるようにしたい。

委員 無作為といえども年齢層を若い世代から高齢者までしていただく。若い世代の考えを知りたい。

・問 5-5:「市役所や民生委員に相談する」とあるが、市役所はともかくなぜ民生委員だけに限定するのか。

・問 10-3:子どもの人権について、「教師の資質能力を高める」とあるが、教師個人の資質よりも学校全体の教育力を高める事が大事だ。

・問 12-6:「高齢者に対する犯罪の取り締まりを強化する」とあるが、高齢者が犯罪を犯すように読み取れる。「高齢者を犯罪から守るための」といった表現にしていただきたい。

・問 19:「同和地区内の人たち」とか「同和地区外の人たち」といった表現が気になる。10年の経過を得た現代において違和感を感じる。真剣に考えて頂きたい。

委員 問 26: パートナーシップの関係性は今年度12月頃に導入するのか。

事務局 遅くと年内にはパートナーシップ宣誓制度を導入できるよう準備を進めている。

委員 設問に「あなたはパートナーシップ制度をご存じですか?」とあるが、12月に制度を導入した後一か月間で浸透できたかどうかの調査は必要か?

事務局 パートナーシップ制度を導入した事をあえて認識していただく意味も含めて設問に入れたい。

委員 質問に複数回答可の箇所が沢山あり、例えば「問 9」では子どもの事で何が大事か?とあるが、どれも大事なので全て○回答になるが、それで良いのか?

事務局 複数回答可とする事で、どの項目が多く選ばれるかが集計時に判明し、前回の調査と比較したいので前回と同様の内容にした。

委員 例えば「子どもが見て見ぬふりをする」という選択肢があるが、大人に調査しても分かるのか?子ども本人に調査するのであれば理解できるが。

委員 大人が回答すると表面的なものになる。子どもが直接回答する調査だと価値がある。

委員 以前に選択肢で複数回答可の調査に回答した経験がある。時間がかかった。

事務局 今回の調査内容は前回は元を作成している。今回頂いたご意見を基に有効的な回答が頂けるよう内容を再検討したい。

事務局 子どもに対してのアンケートについては、教育委員会と十分連携を取りつつ進めている。

委員 問 1-7: 外国人は日本において差別されていないのか。丹波市の基本方針 5 ページに基本理念がトップに出ている。ひとりひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる

社会の実現。人権が保障された社会とは全ての市民が社会的身分をもち思想や年齢、性別、人種、宗教、文化、国籍等の違いが記されている。日本国憲法第14条にも書かれてる。全て日本国民は法の下に平等である。では外国人は平等と違ってよい。国会政治の立場の方が外国人に税金は取っても選挙権は与えない。外国人にとって日本国は人権に対して冷たい国というのは世界では常識となっている。日本国憲法では差別してよい。外国人を差別してよい。日本は今まで堂々と差別してきた。憲法を変えない限り外国人を差別していくことになる。

・問1-13：北朝鮮の名を上げない方がよい。同地域の内外的人との表現の様に「拉致された被害者の人権」とか「拉致問題に関する人権問題」と表現をすれば良いのではないか。日本と北朝鮮の国交はない。行政が国交のない国のことを上げるのはいかなものか。

・問10-3：「教師の資質能力を高める」は、教師に対して攻撃的な表現に感じる。逆に教師の負担を減らす事が大事だ。減らすことに関心がある逆の設問にしてはどうか。

・最後の自由記載について、前回の回答はどうであったか。

事務局 資料が手元に無い。

委員 回収率の目標が40%あるいは50%にする手立てはあるのか。私の案としては、回答者に南丹市の商品券を渡すようにして、南丹市主催の人権講演会の際にその当選者を会場で発表するようにすれば、回答者も講演会に参加されるし、一举両得となるのでは。このような策無しで調査票を配布するだけでは、回収率40%の目標達成は難しい。

事務局 前回の回収率は34.5%で、対象者は今回同様1,500人。先程出たご意見については、斬新に思う。調査回答へのプレゼント的なものは想定はしていない。回収率40%は目指したい。

委員 無作為で選ばれた方は、市民としての義務として感じてもらいたい。市民にモノで釣るようなことするのは論外だ。

委員 問5-5：「市役所や民生委員に相談する」は、～民生委員「など」してはどうか。

会長 今回の意見を参考にして、より良いアンケートを作成していただきたい。

②パートナーシップ宣誓制度について

事務局 先行して制度を制定している亀岡市を参考に作成しているところ。ただ、亀岡市と全く同じ内容とするのではなく、南丹市バージョンで制度導入に向けて現在要綱を作成している。亀岡市の制度の手引きをご覧いただき、パートナーシップ宣誓制度がどのようなものかをイメージしていただきたい。手引きの後ろに要綱も掲載されている。41ページを参考にしていただきたい。次の審議会ではどのようなものになるかをご提示したい。

委員 分かりやすく言えば結婚ではなく同棲するということ。

事務局 夫婦にはならないが、家族の枠組みになる。婚姻届の様な法的な効力はない。お互い協力しながら家庭を築いていく。

事務局 手引きの30ページのとおり、亀岡市ではパートナーシップ宣誓書及び受領書で手続きされているが、本市も同様な形式で考えている。

委員 亀岡市のように受領書に顔写真を貼るのはどうかと思う。

事務局 顔写真を付けるか否かは、本人の希望としたい。様式では写真を貼ることもできるように様式の改良も考えている。

委員 府内の他市町村の制度の導入状況はどうか。

事務局 京都市や長岡京市、向日市、亀岡市、福知山市が制定されている。その五市の資料を参考にしながら、「良いとこどり」をしていきたい。

4. その他

事務局 人権月間に合わせ「命」をテーマにした人権講演会を9月2日に開催する。

5.閉 会 事務局（岸本副会長）

冒頭市長の方からいただいた諮問に沿いまして、また答申を出さなければいけないということで、お忙しいところがあるかと思いますが、よろしくお願ひしたい。